

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和5年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認②現況届の処理③支給額の決定及び支払④統計処理の確認⑤保育料・給食費等の徴収⑥令和2年度子育て世帯臨時特別給付金事務⑦令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務⑧令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務⑨令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務
③システムの名称	児童福祉システム(児童手当システム)・統合宛名システム・中間サーバ・マイナポータル
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の56及び101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87及び106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75及び121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部 子育て支援課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7118

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26及び87の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 児童福祉課	健康福祉部 児童福祉課	事後	組織変更のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市諏訪町池埋500番地1 0567-25-1111	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	事後	庁舎移転のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	児童福祉課長 伊藤 辰明	児童福祉課長 加藤 敏樹	事後	所属長変更のため
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム(児童手当システム)・統合宛名システム・中間サーバ	児童福祉システム(児童手当システム)・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	児童福祉課長 加藤 敏樹	児童福祉課長 中野 悦秀	事後	所属長変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野 308番地 0567-55-7120	事後	ダイヤルイン開設のため
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉 町米野308番地 0567-26-8111	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉 町米野308番地 0567-55-7118	事後	ダイヤルイン開設のため
平成30年5月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び 87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第40条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び 87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第40条、第40条の2	事前	現在未対応だが今後は対応 する予定のため
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	①健康福祉部 児童福祉課 ②児童福祉課長	①健康子ども部 子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	時点修正
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	健康福祉部 児童福祉課 愛知県愛西市稲葉 町米野308番地 0567-55-7118	健康子ども部 子育て支援課 愛知県愛西市 稲葉町米野308番地 0567-55-7118	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74及び75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	時点修正
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74及び75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87及び106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74及び75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認②現況届の処理③支給額の決定及び支払④統計処理の確認⑤保育料・給食費等の徴収	・児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認②現況届の処理③支給額の決定及び支払④統計処理の確認⑤保育料・給食費等の徴収⑥令和2年度子育て世帯臨時特別給付金事務⑦令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務⑧令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務	事後	業務追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・番号法第9条第1項 別表第一の56及び101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	時点修正
令和5年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87及び106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74及び75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87及び106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75及び121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	時点修正
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事前	時点修正
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事前	時点修正
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム(児童手当システム)・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム	児童福祉システム(児童手当システム)・統合宛名システム・中間サーバ・マイナポータル	事前	使用するシステムの変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。</p> <p>また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認②現況届の処理③支給額の決定及び支払④統計処理の確認⑤保育料・給食費等の徴収</p>	<p>・児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。</p> <p>また、受給者に関して、児童手当の支給を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認②現況届の処理③支給額の決定及び支払④統計処理の確認⑤保育料・給食費等の徴収⑥令和2年度子育て世帯臨時特別給付金事務⑦令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務⑧令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務⑨令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事務</p>	事後	業務追加
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正